

## 県の回答（対応状況等）

令和6年6月4日

（ご意見標題）

生計同一証明書について

（担当課）

総務部税務課

（ご意見要約）

自動車税の減免を受けていた者が、引越した場合は手続きを簡素化できないか。また、市町村が行う生計同一証明書の発行について、県の税務職員が指導するようなことがあるのか。

（回 答）

税の減免については、特例的に認められるものとなっており、税の公平性の観点から、その条件については厳格に確認する必要があります。

自動車税の身体障害者等に係る減免申請においては、県税条例等により、『専ら身体障害者等のために使用される自動車』であることが要件とされており、その確認のため、生計同一証明書を提出いただいております。

仮に、当該証明書以外の代替書類を検討する場合、所得税の確定申告書や源泉徴収票、健康保健証等において生計を一にすることを確認するとともに、専ら身体障害者等のために使用される自動車であるかを確認するため、自動車運行簿や誓約書等を提出いただく必要が生じ、今以上に手続きや確認作業が複雑になると考えられることから、減免申請において生計同一証明書を添付することは、他の書類を添付するよりも効率的な確認方法になっていると考えております。

また、生計同一証明書の発行については、国の通知に基づき、市町村が発行するものとなっており、県の税務職員は指導等を行う立場ではありません。

対応した職員に確認したところ、県の税務職員から回答した内容については、『生計同一証明書の発行』に係るものではなく、『自動車税の身体障害者等に係る減免手続き』に係る原則的な回答であり、申立人の質問と、県の税務職員の回答の主旨が異なっていたものと考えられます。

自動車税の身体障害者等に係る減免の主旨を踏まえ、今後も引き続き、法令を遵守した減免手続きについて、丁寧な説明に努めてまいります。